

○上天草市新規海技免許取得事業補助金交付要綱

平成28年3月31日告示第40号

改正

令和元年10月8日告示第17号

令和2年2月3日告示第4号

令和4年3月31日告示第19号

上天草市新規海技免許取得事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の海上運送事業（以下「海運業」という。）において船員の高齢化が著しく、将来の船員不足が懸念されるため、新規船員雇用育成計画又は日本船舶・船員確保計画に基づき、新たな船員の確保及び育成を図る海運業を営む者（以下「海運業者」という。）に対し予算の範囲内で上天草市新規海技免許取得事業補助金（以下「補助金」という。）をを交付することにより、海運業者の円滑な事業運営に寄与し、もって海運業の継続的な振興を図ることを目的とし、その交付に関しては、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）新規船員雇用育成計画 海運業者が新たな船員の確保を目的に正規職員として雇用し、育成する計画（日本船舶・船員確保計画を除く。）をいう。
- （2）日本船舶・船員確保計画 海上運送法（昭和24年法律第187号）第35条に規定する日本船舶及び船員の確保についての計画をいう。
- （3）海技免許 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条に規定する海技士の資格をいう。
- （4）海技免許受験資格 船舶職員及び小型船舶操縦者法第14条に規定する受験資格をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、海運業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）内航海運業法（昭和27年法律第151号）第3条の規定による内航海運業者登録を受けている者若しくは届出を行っている者又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第58条の規定による船員派遣事業の許可を受けている者
- （2）本市に主たる事業所を有する者
- （3）船舶を所有する場合は、船籍を本市に有する者
- （4）市税等の滞納がない者
- （5）新規船員雇用育成計画又は日本船舶・船員確保計画に基づき、船員を雇用し、育成する者

（補助金の交付対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、海技免許及び海技免許受験資格を有しない40歳未満の市民又は市内転入予定者（以下「被雇用者」という。）を新規に雇用し、新規船員雇用育成計画又は日本船舶・船員確保計画に基づき船員として育成するために行った海技免許の取得事業（以下「補助事業」という。）とする。この場合において、市内転入予定者とは、海技免許を取得する日までに上天草市に転入する者をいう。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、海運業者が支払う養成講座学費、交通費及び養成施設入学期間の5か月の被雇用者に係る給与基本給の2分の1の額とする。ただし、上天草市新規船員雇用育成事業補助金交付要綱（平成25年上天草市告示第6号）に基づく上天草市新規船員雇用育成事業補助金の交付を受けている場合において、補助金の交付の対象となる被雇用者の雇用期間が重複するときは、養成施設入学期間の5か月の当該被雇用者に係る給与基本給の2分の1の額については、支給しない。

2 前項の補助金の額は、被雇用者1人当たり70万円を上限とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、上天草市新規海技免許取得事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、海技免許を取得した日の翌日から起算して9か月を経過した日以降に市長に提出しなければならない。

- （1）新規船員雇用育成計画書兼実施状況報告書（様式第2号）又は日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書の写し
- （2）内航海運業登録通知書の写し若しくは内航海運業届出受理書の写し又は船舶派遣業許可証の写し
- （3）法人登記簿の写し（個人の場合は、住民票の写し）
- （4）船舶の船籍が分かる書類の写し又は船舶を所有していない申立書
- （5）市税の市税の未納がない証明及び上水道使用料収納証明書
- （6）新規に雇用した者の履歴書の写し及び雇用契約書等雇用したことが証明できる書類の写し
- （7）養成施設終了証明書及び海技免許講習終了証明書の写し
- （8）海技免許及び船員手帳の写し
- （9）新規に雇用した者の住民票の写し
- （10）賃金台帳等の写し
- （11）新規に雇用した者を継続して雇用していることを証明できる書類の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、船員を雇用した日の属する月から起算して3年を経過した日以降に申請することはできない。

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書兼実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定し、上天草市新規海技免許取得事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、上天草市新規海技免許取得事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業で雇用した船員を、補助事業者の都合により解雇したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めるとき。

(書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月8日告示第17号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年2月3日告示第4号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(上天草市新規海技免許取得事業補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際現に改正前の上天草市新規海技免許取得事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けている上天草市新規海技免許取得事業補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日告示第19号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

---